

時間外労働に関する協定届 休日労働

様式第9号の4（第70条関係）

【医業に従事する医師】

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について960時間（B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師（当該指定に係る派遣に係るものに限る。）については1,860時間）以下でなければならないこと（ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し支えない。）□（チェックボックスに要チェック）

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上となることが見込まれる場合、以下の措置を講ずること。

1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間に到達する前に疲労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行うこと（A水準医療機関で勤務する医師で疲労の蓄積が認められない場合は、100時間以上となつた後での面接指導でも差し支えない）また面接指導を行つた医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること□（チェックボックスに要チェック）

□ (チェックボックスに要チェック)
1 節目の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が 155 時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名
氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

□ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと □（チェックボックスに要チェック）

年 月 日

使用者 職名
 氏名

様式第9号の4（第70条関係）（裏面）

（記載心得）

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。
(1) 「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
(2) 「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
(3) 「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- 4 上記3について、同欄に記入する時間数にかかわらず、医業に従事する医師以外の者については、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。また、医業に従事する医師については、同欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合（労働基準法施行規則第69条の3第2項第2号から第4号まで又は医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令第3条第1項第2号から第4号までに規定するところにより面接指導等を行つた場合（A水準医療機関で勤務する医師については事後の面接指導を行つた場合も含む。）を除く。）、及び1年について960時間（B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師（当該指定に係る派遣に係るものに限る。）については1,860時間）を超えた場合には労働基準法違反（同法第141条第5項の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。
- 5 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。
- 6 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。
- 7 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 8 (1) 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること（医業に従事する医師は除く。）
(2) 「医業に従事する医師」とは、労働基準法第141条第1項に規定する医師をいうこと。
(3) 医業に従事する医師についての労働時間の上限を遵守する趣旨のチェックボックスに係る記載並びに1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上となることが見込まれる場合のチェックボックスに係る記載中の面接指導及び健康確保のために必要な就業上の適切な措置とは、労働基準法施行規則第69条の3

第2項第2号から第4号まで又は医療法第百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令第3条第1項第2号から第4号までに規定するものであること。

- (4) 1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間（医療法施行規則に定める時間）を超えた場合に行なうべき労働時間短縮のための具体的な措置は、医療法第108条第6項に規定する措置とすること。
(5) 医業に従事する医師についてチェックボックスが設けられている項目のうち、該当する項目であるにもかかわらず、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
9 「A水準医療機関」とは病院（医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。）若しくは診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。）又は介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）のうち医療法に基づく次のいずれの指定も受けていないものをいい、「B水準医療機関」とは医療法第113条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「連携B水準医療機関」とは同法第118条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所を、「C水準医療機関」とは同法第119条第1項又は第120条第1項の規定による指定を受けた病院又は診療所をいうこと。
10 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
11 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
12 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

- 1 労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届ける場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。
2 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。」とあるのは「労使委員会の委員の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合により、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者により任期を定めて指名されていること。」と、「協定」とあるのは「労使委員会の決議を行う」と、「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「当事者である労働組合」とあるのは「をする委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「をする委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と、「当事者である労働者」とあるのは「をする委員の半数について任期を定めて指名した労働者」と、「締結」とあるのは「決議」と読み替えるものとする。ただし、本様式中「同法に規定する協定等をする者」の「協定」については読み替えを行わない。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。
3 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の委員の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名されていること。」と、「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議を行う」と、「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「当事者である労働組合」とあるのは「をする委員の半数の推薦者である労働組合」と、「当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「をする委員の半数の推薦者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と、「当事者である労働者」とあるのは「をする委員の半数の推薦者である労働者」と、「締結」とあるのは「決議」と読み替えるものとする。ただし、本様式中「同法に規定する協定等をする者」の「協定」については読み替えを行わない。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

36協定 記載例（医療機関）

限度時間を超える場合の36協定届の記載例（特別条項） (様式第9号の5(第70条関係))

臨時の特別な事情がなければ、限度時間（月45時間、年360時間）を超えることはできません。限度時間を超えて労働させる必要がある場合でも、時間外・休日労働は限度時間にできる限り近づけるように努めてください。

臨時的に限度時間（月45時間、年360時間）を超えて労働させる場合には、様式第9号の5の協定届の届出が必要です。様式第9号の5は、限度時間内の時間外労働についての届出書（本様式・1枚目）と、限度時間を超える時間外・休日労働についての届出書（次頁以降の2枚目・3枚目）の3枚の記載が必要です。

※ 時間外労働が限度時間（年360時間）を超えない場合は、**様式第9号の4**の協定届を届け出るようにしてください。

2枚目・A水準記載例

様式第9号の5(第70条関係)

時間外労働休日労働に関する協定届(特別条項)

月の時間外労働の限度時間（月45時間または42時間）を超えて労働させる回数を定めてください。 医業に従事する医師以外の者（看護師、事務職員等）については、年6回以内に限ります。		1箇月		1年	
臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳) (以上の者)	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	限度時間を超えて労働させることができる時間数 法定労働時間を超える時間数 (任意)	(①については720時間以内（時間外労働のみの時間数）、②・④については960時間以内、③・⑤については1,860時間以内（休日労働を含算した時間数）に限る。ただし、②-⑤について、面接指導を実施し、健康新保のために必要な措置を講ずることとしている場合はこの限りではない。)
① (下記②・⑤以外の者)	○○業務 ○○業務	○○人 ○○人	6時間 6時間	6回 6回	70時間 70時間
② A水準医療機関で勤務する医師	患者数増加による患者の急変、救急患者の搬送等に伴う診察、検査、診断、処置、手術への対応の発生 高難度の診察、診断、処置、手術や時間 を要する処置、手術への対応の発生	医師業務 医師業務	20人 8人	6時間 6時間	8回 8回
③ B水準医療機関で対象業務に従事する医師	事由は一時的または突然的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要などん」「業務上やむを得ないときは」「業務上の必要な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。」	医師業務	105時間	105時間	25% 25%
④ 連携B水準医療機関で対象業務に従事する医師	事項として月100時間未満に限りますが、面接指導を実施し、健康障保のためには必要な措置を講ずることを協定に定めるときは、1か月について100時間以上の時間数を定めることができます。				
⑤ C水準医療機関で対象業務に従事する医師					

36協定 記載例（医療機関）

2枚目・B水準記載例

様式第9号の5(第70条関係)

時間外労働休日労働に関する協定届(特別条項)

例記準水携連・項目枚2

様式第9号の5(第70条関係)

時間外労働休日労働に関する協定届(特別条項)

36協定 記載例 (医療機関)

2枚目・C水準記載例

時間外労働
休日労働 に関する協定届 (特別条項)

様式第9号の5 (第70条関係)

月の時間外労働の限度時間 (月45時間または42時間) (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。ただし、②~⑤について、面接指導を実施し、健康新保のために必要な就業上の適切な措置を講ずることとしている場合はこの限りではない。)		1年 (①については720時間以内 (時間外労働のみの時間数)、②~④については960時間以内、③~⑤については1,860時間以内 (②~⑤は時間外労働及び休日労働を合算した時間数) に限る。)	
業務の種類 (労働者数 (満18歳 以上の者))	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	限度時間を超えて労働させることができる時間数 及び休日労働の時間数 (①については任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 及び休日労働の時間数 (①については任意)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	限度時間を超えて労働させることができる時間数 及び休日労働の時間数 (任意)
○○○○ ○○○○ (下記②~⑤以外 の者)	○○業務 ○○業務	6時間 6時間	6回 6回	70時間 70時間	25% 25%
② A水準医療機関 で勤務する医師					
③ B水準医療機関 で対象業務に從事する医師					
④ 連携B水準医療機関 で対象業務に從事する医師					
⑤ C水準医療機関 で対象業務に從事する医師					

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

○○○○年4月1日 起算日 (年月日)

法定労働時間を超えた労働に係る割増賃金率 (任意)

法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)
--

法定労働時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率 (年360時間または320時間)を定めてください。 この場合、法定の割増率 (25%) を超える割増率となるよう努めてください (なお、時間外労働と時間を超える場合の法定の割増率は50%となります)。「1年」の欄も同様です。
--

法定労働時間 (月45時間または42時間) を超えて労働させた場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。

事由は一時的または突然的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要などき」「業務上やむを得ないどき」など但常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。なお、あくまで例示を載せておりますので、各医療機関で対象業務に從事する医師については、原則として月100時間未満に限りますが、面接指導を実施し、健康新保のため必要な就業上の適切な措置を講ずることを35協定に定めときは、1ヵ月について100時間以上の時間数を定めることができます。

○○臨床研修プログラムにおける診察、検査、手術への対応 ○○専門研修プログラムにおける診察、検査、手術への対応 各医師の技能研修計画の下での診察、検査、診断、手術への対応

36協定 記載例（医療機関）

3枚目・A水準

限度時間を超えた労働者に対する事前申し入れ		(個別福祉確保措置)			
①～⑩の健康確保措置のいずれかの措置を講ずることを定め てください。該当する番号を記入し、下欄に具体的な内容を 記載してください。		①医師による面接指導 ②深夜業 (22時～5時) の回数制限 ③終業から始業までの休憩時間の確保 (勤務間インターバル) ④代償休日・特別 な休暇の付与 ⑤健診診断 ⑥連続休暇の取得			
限度時間を超えて労働させるための措置		⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他			
上記で定める時間数にかかるわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 上記で定める時間数にかかるわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。		医業に從事する医師以外の者 (看護師、事務職員等) について、このチェックボックスに係る事項を効率で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックが入っていない場合は、このチェックボックスに入れてください。チェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。			
【医業に從事する医師】 医業に從事する医師については、このチェックボックス (②) の場合は2つ目と5つ目のチェックボックスを除きます。) に係る事項を 労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。		医業に從事する医師においては、このチェックボックス (B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定 に係る業務にかかるわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について960時間 (B水準医療機関若しくはC水準医療機関若しくは診療所に派遣される医師 (当該指定に係る派遣に係るものに限る) については、1,860時間) 以下でなければならないこと (ただし、1箇月につい て100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し 支えなさい。)。また、面接指導を行った医師の意見を踏まえ、労働者の意見を確認し、面接指導を行 1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間に到達する前に雇労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行 も差し支えなさい。)。また、面接指導を行った医師の意見を踏まえ、労働者の意見を確認し、面接指導を行 1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。 ③～⑤の場合、都道府県知事からB水準医療機関、連携B水準医療機関又はC水準医療機関としての指定を受けていること。		医業に從事する医師については、このチェックボックス (②) の場合は2つ目と5つ目のチェックボックスを除ます。) に係る事項を 労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。	
協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合には、以下の措置を講ずること。 1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間に到達する前に雇労の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行 も差し支えなさい。)。また、面接指導を行った医師の意見を踏まえ、労働者の意見を確認し、面接指導を行 1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。 ③～⑤の場合、1年の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が960時間を超えることが見込まれる者に対して、勤務間インターバルの確保等により休息時間を確保すること。 協定の成立年月日 ○○○○年 3月 12日 様式第9号の5の届出をする場合には、3枚目に労働者代表の職名・氏名 および選出方法、使用者の職名・氏名の記入をしてください。 協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 ○○科医 山田花子 管理監督者は労働者代表には記名・押印などが必要です。 協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印などが必要です。		医業に從事する医師については、このチェックボックス (②) の場合は2つ目と5つ目のチェックボックスを除ます。) に係る事項を 労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。			
投票による選舉)		労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、 3.6協定の締結をする者を過半数労働者の過半数を代表する者であること。 投票・举手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、 選出方法を記載してください。使用者による指名や、 使用者の意向に基づく選出は認められません。チェック ボックスにチェックがない場合には、形式上の要件 に適合している協定届とはなりません。			
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手 続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。		○○○○年 3月 15日 使用者 職名 氏名 院長 田中太郎 ○○ 労働基準監督署長 氏名 _____ 協定書を兼ねる場合には、使用者の署名または記名・ 押印などが必要です。			

36協定 記載例（医療機関）

3枚目・A水準以外

健康保険組合		労働者に対する事前申し入れ		労働者代表者に対する事前申し入れ	
<p>限度時間を超えて労働させる場合における手続</p> <p>① 医師による具体的な健康状況を記載して定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的な内容を記載してください。</p>		<p>② 業務による健康状況</p> <p>③ ④ ⑤ 健康診断</p> <p>⑥ 連絡休暇の取得</p> <p>⑦ 心からした相談窓口の設置</p> <p>⑧ 配置転換</p> <p>⑨ 産業医等による助言・指導や保健指導</p> <p>⑩ その他</p>		<p>①、③、⑩ 対象労働者への医師による面接指導の実施</p> <p>② 対象労働者による時間短縮対策会議の開催</p> <p>③～⑤の場合は、労働時間の超過時間を超過しないこと（医業に從事する医師は限度時間を超過して労働させた場合に要チェック）</p>	
<p>限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置</p>		<p>上記で定める時間数にかかるらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（医業に從事する医師は限度時間を超過して労働させた場合に要チェック）</p>		<p>①、③、⑩ 対象労働者への医師による面接指導の実施</p> <p>② 対象労働者による時間短縮対策会議の開催</p> <p>③～⑤の場合は、労働時間の超過時間を超過しないこと（医業に從事する医師は限度時間を超過して労働させた場合に要チェック）</p>	
<p>【医業に従事する医師】</p> <p>医業に従事する医師については、このチェックボックス（②の場合は2つ目と5つ目のチエックボックスを除きます。）に係る事項を上記で定める時間数にかかるらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければなりません。</p>		<p>【医業に従事する医師】</p> <p>医業に従事する医師については、このチェックボックス（②の場合は2つ目と5つ目のチエックボックスを除きます。）に係る事項を上記で定める時間数にかかるらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上で定めている場合は、チエックボックスを入れてください。また、月100時間未満で定めている場合は、チエックボックスを入れることができます。</p>		<p>①、③、⑩ 対象労働者への医師による面接指導の実施</p> <p>② 対象労働者による時間短縮対策会議の開催</p> <p>③～⑤の場合は、労働時間の超過時間を超過しないこと（医業に從事する医師は限度時間を超過して労働させた場合に要チェック）</p>	
<p>限度時間を超えて労働させる場合における手続</p>		<p>限度時間を超えて労働させる場合における手続について定めてください。</p>		<p>①、③、⑩ 対象労働者への医師による面接指導の実施</p> <p>② 対象労働者による時間短縮対策会議の開催</p> <p>③～⑤の場合は、労働時間の超過時間を超過しないこと（医業に從事する医師は限度時間を超過して労働させた場合に要チェック）</p>	
<p>協定書を新規または記名・押印などが必要です。</p>		<p>協定書を新規または記名・押印などが必要です。</p>		<p>協定書を新規または記名・押印などが必要です。</p>	
<p>協定の成立年月日</p>		<p>協定の成立年月日</p>		<p>協定の成立年月日</p>	
<p>○○○○年 3月 12日</p>		<p>○○○○年 3月 12日</p>		<p>○○○○年 3月 15日</p>	
<p>協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（</p>		<p>協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（</p>		<p>協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（</p>	
<p>上記協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名</p>		<p>上記協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名</p>		<p>上記協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名</p>	
<p>○○○○科医 山田花子</p>		<p>○○○○科医 山田花子</p>		<p>○○○○科医 山田花子</p>	
<p>協定書を新規または記名・押印などが必要です。</p>		<p>協定書を新規または記名・押印などが必要です。</p>		<p>協定書を新規または記名・押印などが必要です。</p>	
<p>投票による選挙（</p>		<p>投票による選挙（</p>		<p>投票による選挙（</p>	
<p>上記労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であることを明らかにして選出することを要する手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。</p>		<p>上記労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であることを明らかにして選出することを要する手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。</p>		<p>上記労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であることを明らかにして選出することを要する手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。</p>	
<p>○○○○年 3月 15日</p>		<p>○○○○年 3月 15日</p>		<p>○○○○年 3月 15日</p>	
<p>使用者 氏名 田中太郎</p>		<p>使用者 氏名 田中太郎</p>		<p>使用者 氏名 田中太郎</p>	
<p>協定書を新規または記名・押印などが必要です。</p>		<p>協定書を新規または記名・押印などが必要です。</p>		<p>協定書を新規または記名・押印などが必要です。</p>	